

地域まちづくり協議会 条例比較

	阪南市	愛知県 高浜市	大阪府 豊中市	滋賀県 大津市	三重県 名張市
名称	(仮称)阪南市地域まちづくり協議会条例	高浜市まちづくり協議会条例	豊中市地域自治推進条例	大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱	名張市地域づくり組織条例
施行日	-	平成27.4.1	平成24.4.1	平成21.4.1	平成21.4.1
単位	概ね小学校区単位	小学校区単位	概ね小学校区単位(規定なし)	概ね小学校区単位	規則で詳細に規定
設立数	-	5団体(全小学校区設立)	9団体	16団体	15団体
目的	第1条 この条例は、阪南市自治基本条例(平成21年条例第21号)第16条第1項の規定に基づき、協働及び共創によるまちづくりを推進するために組織する地域まちづくり協議会に関し必要な事項を定めることにより、地域における住民自治を推進することを目的とする。	第1条 この条例は、高浜市自治基本条例(平成22年高浜市条例第24号)第17条第3項の規定に基づき、まちづくり協議会に関し必要な事項を定めることにより、地域内分権を推進することを目的とします。	第1条 この条例は、豊中市自治基本条例(平成19年豊中市条例第4号)第12条第1項に規定する地域自治組織の形成及び活動に関し必要な事項を定めるとともに、その他地域自治に関する事項を定めることにより、地域自治の推進を図り、もって地域自治の発展に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、地域の各種団体、個人、事業者その他多様な主体が参画し、まちづくりを行う住民主体の地域自治組織であるまちづくり協議会の設立の届出手続について必要な事項を定めることにより、地域の多様な主体による協働のまちづくりに寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、名張市自治基本条例(平成17年条例第13号)第34条第1項に基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。
用語	第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとする。 (1) 住民自治 自分たちの住んでいる地域を、自ら運営することをいう。 (2) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は活動する団体をいう。 (3) 自治会等 一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織をいう。 (4) 市民公益活動団体 市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体 (5) 地域まちづくり協議会 概ね旧小学校区を単位とする地域内の市民(以下、「地域の市民」という。)市民により構成され、その地域内に所在する自治会等その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいう。	第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。 (1) まちづくり協議会 小学校区を単位とする地域の市民(以下「地域の市民」といいます。)により構成され、その地域内に所在する町内会その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいいます。 (2) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために、地域の市民及び行政が取り組む活動をいいます。 (3) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。 (4) 市民公益活動団体 市民が自主的に参加し、自発的かつ主体的に行う社会貢献性を有する営利を目的としない自由な活動(公益の増進に寄与するものに限ります。以下この号において「市民公益活動」といいます。)を行うNPO法人、ボランティア団体、コミュニティ組織その他の団体であって、規約その他の定めがあり、かつ、市民公益活動を継続的に行うことができるものをいいます。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地域自治組織 豊中市自治基本条例第12条第1項に規定する地域自治組織をいう。 (2) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりをいう。 (3) 地域住民 次に掲げるものをいう。 ア その地域内に居住する者 イ その地域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ その地域内で活動する個人及び法人その他の団体 エ その地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 オ その地域内に存する学校等に在学等する者		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。 (2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。 (3) コミュニティビジネス 地域の課題を事業性及び収益性のある継続的な活動により解決するため、地域が有する人材、知識、情報、施設などの資源を活用し、地域における起業及び雇用の創出並びに働きがい及び生きがいを生み出し、地域の活性化に寄与する事業をいう。
構成	第3条 地域まちづくり協議会の構成員は、地域の市民とする。	第3条 まちづくり協議会の構成員は、地域の市民とします。			第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。 (1) その地域に居住する者 (2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体で、当該地域づくり組織が認めた者
認定	第4条 市長は、次のいずれにも該当する団体を、地域まちづくり協議会として認定することができる。 (1) 団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員の選出方法及びその役割、予算の編成及び決算の報告、規約の改廃方法、監査その他団体を運営するために必要な事項が、規約に定められている団体 (2) 団体の代表者及び役員の選出その他の団体運営が、規約に基づき行われている団体 (3) 自治会等及び市民公益活動団体が参画している団体 (4) 地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる団体 2 前項に規定する認定は、地域まちづくり協議会の地域内において、1団体に限り行うものとする。 3 第1項に規定する認定に関する手続は、市長が別に定める。	第4条 市長は、次のいずれにも該当する団体を、まちづくり協議会として認定することができます。 (1) 団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員の選出方法及びその役割、予算の編成及び決算の報告、規約の改廃方法、監査その他団体を運営するために必要な事項が、規約に定められている団体 (2) 団体の代表者及び役員の選出その他の団体運営が、規約に基づき行われている団体 (3) 町内会が参画している団体 (4) 地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる団体 2 前項に規定する認定は、一の小学校区につき、1団体に限り行うものとします。 3 第1項に規定する認定に関する手続は、市長が別に定めます。	第7条 地域自治組織は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができる。 (1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。 (2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。 (3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。 (4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること。 2 地域自治組織は、前項の認定を受けようとするときは、市規則で定める書類を添えて認定申込書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該地域自治組織にその旨を書面により通知するものとする。 4 市長は、前項の審査を行う場合において、その地域自治組織が組織する地域の範囲の全部又は一部が、既に第1項の認定を受けている地域自治組織が組織する地域の範囲と重複するときは、第1項の認定を行わない。 5 第1項の認定を受けた地域自治組織(以下「認定を受けた地域自治組織」という。)は、代表者又は規約の変更その他の市規則で定める事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 6 市長は、認定を受けた地域自治組織が第1項各号の規定に該当しなくなつたと認めるときその他市規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。	第3条 まちづくり協議会を設立したときは、当該まちづくり協議会は、大津市まちづくり協議会設立届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)により市長に届け出るものとする。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 構成員名簿 (2) 運営委員会名簿 (3) 会則 (4) まちづくり計画書 (5) 総会資料 (6) その他市長が必要と認める書類 3 新たに設立されるまちづくり協議会にあっては、設立に係る必要な手続を経たときは、まちづくり協議会の設立の日前であっても、まちづくり協議会の構成員となる者のうちから選任された代表者が第1項の届出を行うことができる。	第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。 (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。 (2) 地域づくり組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。 (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。 3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

	阪南市	愛知県 高浜市	大阪府 豊中市	滋賀県 大津市	三重県 名張市
活動	第5条 地域まちづくり協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行うこと。 2 地域まちづくり協議会と行政は、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行うこと。 3 地域まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有に努めること。 4 地域まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定すること。	第5条 まちづくり協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行います。 2 まちづくり協議会と行政は、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。 3 まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有に努めます。 4 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定します。	第9条 認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けた活動を総合的及び計画的に実施するため、計画期間、活動の内容、役割分担その他市規則で定める事項を記載した計画(以下「地域づくり活動計画」という。)の策定に努めるものとする。 第10条 認定を受けた地域自治組織及び市は、地域づくり活動計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、又は当該課題の解決に向けて協議するための会議(以下「パートナーシップ会議」という。)を開催することができる。 2 認定を受けた地域自治組織及び市は、パートナーシップ会議の結果を踏まえ、協力し、連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けた取組を行うものとする。 3 認定を受けた地域自治組織及び市は、前項に規定する取組を行う場合において、豊中市自治基本条例第29条第1項に規定するパートナーシップ協定を締結することができる。 第11条 認定を受けた地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて活動の報告書を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。	第2条 この要綱による設立の届出の対象となるまちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) おおむね1小学校区を活動範囲とし、活動範囲内の全ての住民を対象としたまちづくりに取り組むこと。 (2) 自治会や自治連合会を含めた複数の各種団体、地域の事業者や個人等多様な主体が運営及び活動に参加できること。 (3) 名称、事務所の所在地、代表者及び役員の選出方法、総会の方法、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他民主的で透明性の高い運営を行うために必要な事項が、会則に定められていること。 (4) まちづくり協議会の運営に当たる役員や代表者が、構成員の意思に基づき民主的に選出されること。 (5) 地域の課題と目標を共有し、地域振興、教育・子育て、健康・福祉、環境、防犯・防災等の分野ごとにその解決に向けた活動方針や事業計画を定めたまちづくり計画書を策定していること。 (6) 特定の団体や個人の利益に寄与することを目的としていないこと。	第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。 (1) 自主防犯及び自主防災に関すること。 (2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。 (3) 環境及び景観の保全に関すること。 (4) 高齢者の生きがいづくりに関すること。 (5) 子どもの健全育成に関すること。 (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。 (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。 (8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。
活動の制限	第6条 地域まちづくり協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする活動 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。の候補者(候補者になろうとする者を含む。))若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動	第6条 まちづくり協議会は、次に掲げる活動をしてはなりません。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする活動 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいいます。以下同じとします。)の候補者(候補者になろうとする者を含みます。)若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動			第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。 (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。))若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
行政の助言及び支援	第7条 行政は、地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行うこと。	第7条 行政は、まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行います。	第8条 市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。 2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。		第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。
その他			(基本理念) (地域自治の原則) (地域住民の責務) (市の責務) (推進体制の整備等) (施策の実施状況の評価等)	(まちづくり協議会の要件の確認) (届出内容の変更) (解散の届出)	(基本理念) (基礎的コミュニティ) (地域ビジョン) (法人化) (地域づくり代表者会議) (ゆめづくり地域交付金の交付) (交付金の額) (実績報告) (情報公開等)